



要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5039	5039001			z12005	警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省		日本に在留する外国人の子弟の教育機会を確保するに当たっては、我が国の学校への就学が可能なものとするほか、不就学外国人児童生徒支援事業などの施策が講じられています。			「要望されている内容のうち、日本に在留している外国人の子どもの就学機会や本人の日本語学習機会については、特段規制は存在しない」と考えます。なお、一般的に外国人児童、生徒に学習の機会を確保する方策については、今後、地方自治体、企業等関係者のコスト負担のあり方にも留意しつつ、政府全体で幅広く検討を行ってまいります。					「本要望の趣旨は外国人の子どもの就学機会や日本語学習機会について規制がないために、学校に行けない子どもが存在することが問題であるといふことから、在留資格の変更や更新の際に就学していることを証明する書類の提出の義務化の制度設立をお願いするものである。なお、上記に関連して外国人学校への就学の取り扱いについてご教示いただきたい。現在行っている不就学外国人児童生徒支援事業では法的に規制されていない私塾扱いの外国人学校(特に南米系外国人学校)へ通う子どもについても、就学しているとするのか、不就学とするのか、また就学しているとするのか、不就学とするのか、また就学しているとするのかを根拠法令等をお教えいただけます。」	外国人入居者都市会議 議長 四日市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	一般的に、外国人児童・生徒に学習の機会を確保する方策については、今後、地方自治体等の関係者と連携を図りつつ、国、地方自治体、企業等関係者のコスト負担のあり方にも留意しつつ、政府全体で幅広く検討を行ってまいります。	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更については、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもの場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を認めず、市区町村関係機関と連携して、その差正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加え、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を整備する。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省) 入国管理局平成18年3月31日、地方自治法第10条	法務省出入国管理、総務省自治行政局、自治行政局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省労働安全衛生局、厚生労働省健康政策局、文部科学省中等教育、財務省主税局、総務省自治行政局	
5057	5057139			z12006	全官庁		平成14年5月から売掛債担保保証制度を利用する場合における債権譲渡禁止特約の部分解除を実施し、さらに、平成18年度からその譲渡対象者の範囲等の拡大を措置したところである。			御要望は、政府全体としての方針に関わり、また当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難です。		99			各官庁・地方公共団体向け金銭債権の、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各官庁共通のルール、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱いを一掃するを定直し、売買契約・請負契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一の取扱いすべきである。	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の譲渡	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障壁となっている。債権譲渡禁止特約の撤廃については、国・地方公共団体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の権限及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付けられていることが多く、当該金銭債権の流動化等を行うことができない。近年、一部の官庁においては事前承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業に依存する債権譲渡を使用した譲渡の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として官庁による対応のバラツキ、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	全官庁、地方公共団体		
5057	5057183			z12007	文部科学省		放射線発生装置の許可使用者は、第一種放射線取扱主任者免許を有する者から放射線取扱主任者を選任し、文部科学大臣に届出なければならないとされています。			(電子加速器についてのご要望なので、「10メガベクレル」とあるのは「10メガ電子ボルト」のご趣意であると解釈します。左記法律においては、第二種放射線取扱主任者は放射線発生装置を取り扱わないこと前提として、同装置の取扱いに関する課目を試験科目から免除しています。放射性同位元素と放射線発生装置とは全く性質が異なり、取り扱う方法も共通する部分は多くありません。第二種放射線取扱主任者には、放射性同位元素に関する知識はあるものの、この放射線発生装置に関する知識は従来より全く求められていないため、第二種放射線取扱主任者に放射線発生装置を扱わせることは、必要な安全性が確保できず困難と考えております。		99			(社)日本経済団体連合会	183	A	放射線取扱主任者の選任規定の緩和	近年の技術発展により、小型加速器については、第二種放射線取扱主任者でも問題なく活用できるようになっている。つまり、X線発生装置の場合装置自身で中性子で放射してしまおうと装置自身の法規制が必要であるが、電子線の場合は、電子線発生装置単独では中性子を発生しないので法規制の対象とする必要は低く、二種主任者が問題なく取り扱うことができる。電子加速器については、工業分野、医療分野、環境分野など様々な利用が盛んである。電子線については、医療器具の医療用、X線ラジオグラフィ、半導体検査、がん治療などの医療分野、排煙中の窒素酸化物や硫黄酸化物の除去などでの利用が広がっている。また、放射光については、物性の研究、たんぱく質の構造解析、重量元素分析などで用いられている。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条	文部科学省			
5057	5057230			z12008	総務省、文部科学省		著作権法上、「有線放送」、「自動公衆送信」は以下のとおり定義されています。			今回のいただきましたご要望は、電気通信役務利用放送事業者が行うIPマルチキャスト放送に関する「私権」である著作権の扱いの明確化に係ることであって、ご要望事項は「規制」に関するものではないと思われま。		99			(社)日本経済団体連合会	230	A	IPマルチキャスト放送の著作権上の位置付けの明確化(新規)	電気通信役務利用放送事業者が行うIPマルチキャスト放送の位置付けを早期に明確化すべきである。IPマルチキャストの事業としては、地上波とBS放送の同時再送信のみならず、制上は自主放送と扱われるマルチキャスト放送の同時送信や自主制作番組等の送信も挙げられなければならない。	文化庁著作権課、総務省情報政策課、総務省情報政策課、総務省情報政策課、総務省情報政策課、総務省情報政策課	「有線放送」(第2条第1項第9号の2) 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電波の送信をいふ。 「自動公衆送信」(同項第9号の4) 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいふ。 「IPマルチキャスト放送」は、IP周回装置までは「同一内容の送信」が行われていますが、周回装置から各家庭までの送信は、各家庭からの「求め」に応じ自動的に「行うもの」(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいふ。	有線テレビジョン放送法、電気通信役務利用放送法、著作権法	電気通信役務利用放送法により、通信回線を用いた放送が事業として認められ、いわゆるIPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスと位置づけられている。他方、有線電気通信設備を用いた送信が著作権法上の有線放送とされるには、有線電気通信設備を用いた送信が著作権法上の有線放送とされること、送信された番組を受信者が実際に視聴しているかどうかにかかわらず、受信者の受信装置まで常時、当該番組が届いていることが必要であると考えられている。この点、電気通信役務利用放送事業者が行ういわゆるマルチキャスト放送は、その実施として、利用者の求めに応じ初めて当該利用者へ送信されることから、当時の立法趣旨等から見て、有線放送には当たらないとの解釈があるものの、制面上の取り扱いが明確化されていない。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	実施種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5065	5065003			z12009	文部科学省		学校給食業務の運営については、文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」において、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう、各都道府県教育委員会を通じて指導しています。	d		これは自治体に対応すべき問題と考えます。本来、自治体では国と同様に会計の単年度原則が存在しますが、その例外的措置については現行制度でも認められています。学校給食調理業務の民間業者の契約方式については、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じて検討すべきものと考えます。			c		前回、回答のとおり、学校給食業務の民間業者の契約方式については、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じて契約方式の適正について検討すべきものと考えています。御指摘の件については、文部科学省としては、一律に学校給食の実施者に対して指導することは妥当ではないと考えています。	社団法人日本ユニバーサル協議会連合会・JNB総合研究所	3	A	市町村の学校給食の民間委託における入札制度の適正化	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約期間は単年度で、いかに給食の受託で高い成績を納めても、1年経れば、また、入札で委託先が変わる可能性がある。提供するサービスの質の維持、更には委託先の経営基盤の確保のため、また、サービスを行う従業員の雇用安定のため、3年以上の契約に変更するなど指導官庁として自治体に契約方式の適正化の指導をお願いしたい。	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約期間は単年度で、いかに給食の受託で高い成績を納めても、1年経れば、また、入札で委託先が変わる可能性がある。提供するサービスの質の維持、更には委託先の経営基盤の確保のため、また、サービスを行う従業員の雇用安定のため、3年以上の契約に変更するなど指導官庁として自治体に契約方式の適正化の指導をお願いしたい。	文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」(1985年)	文部科学省		
5065	5065006			z12010	文部科学省		学校給食業務の運営については、文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」において、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう、各都道府県教育委員会を通じて指導しています。	d		これは自治体に対応すべき問題と考えます。民間委託入札の事務手続きについては、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じて、業務の効率化を図られるよう提出様式、届け方について検討すべきものと考えています。			c		前回、回答のとおり、学校給食調理業務の民間業者の契約方式については、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じて契約方式の適正について検討すべきものと考えています。御指摘の件については、文部科学省としては、一律に学校給食の実施者に対して指導することは妥当ではないと考えています。	社団法人日本ユニバーサル協議会連合会・JNB総合研究所	6	A	公立小中学校の民間委託入札における資格審査申請書の様式統一	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査申請書には独自の様式を指定している。全国的な民間業者を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上の様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作業、費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村に直接、出向いで届けなければならない。また、申請書は市町村に直接、出向いで届けなければならない。Eメールや郵送は認められていない。民間の事業者運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け方についての効率化の指導をお願いしたい。	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査申請書には独自の様式を指定している。全国的な民間業者を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上の様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作業、費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村に直接、出向いで届けなければならない。Eメールや郵送は認められていない。民間の事業者運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け方についての効率化の指導をお願いしたい。	文部省体育局長通知「学校給食業務の合理化について」(1985年)	文部科学省		
5066	5066004			z12011	全庁庁		平成14年5月から売掛債担保保証制度を利用する場合における債権譲渡禁止特約の部分解除を実施し、さらに、平成18年度からその譲渡対象者の範囲等の拡大措置したところである。	c		御要望は、政府全体としての方針に開わり、また、当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難です。		99			文部科学省所管の審議会については、前掲閣議決定に基づき、正当な理由がある場合を除いて、原則公開しています。	社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金融債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省市及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省市及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		全庁庁、地方自治体		
5083	5083004			z12012	全庁庁		御要望は、政府全体としての方針に開わり、また、当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難です。	c		なお、当省においては、平成18年度から債権譲渡禁止特約の部分解除の適用範囲(譲渡対象債権及び譲渡対象者)を拡大する措置を講じています。			d		文部科学省所管の審議会については、前掲閣議決定に基づき、正当な理由がある場合を除いて、原則公開しています。	特定非常利活動法人「子どもに無環境を、推進協議会	4	A	政府庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康推進対策部会や中央社会保健推進部会)などは公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報されている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会などは、審議会資料会、税制調査会などは、財務省のホームページの公開予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議会の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。また、審議会が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。	政府庁の審議会の資料が後日(1-2週間後)そのホームページで公開され、1-2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議会の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。また、審議会が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。	全庁庁		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5085	5085002			z12013	総務省 文部科学省		著作権法上、「有線放送」、「自動公衆送信」は以下のとおり定義されています。 「有線放送」(第2条第1項第9号の2) 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。 「自動公衆送信」(同項第9号の4) 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう。 「IPマルチキャスト放送」は、IP局内装置までは「同一内容の送信」が行われていますが、局内装置から各家庭までの送信は、各家庭からの「求めに応じ自動的に行うもの」であることから、著作権法上の「自動公衆送信」に該当すると考えられます。	e		今回いただきました要望は、電気通信役務利用放送事業者が行う「IPマルチキャスト放送」に関する「私権」である著作権の扱いの明確化に係ることであり、ご要望事項は「規制」に関するものではないと思われま。		99			電気通信役務利用放送事業者が行う光ファイバを用いたIPマルチキャスト放送(以下、「IPマルチキャスト放送」)による地上放送等の同時再送信に関する著作権法上の位置付け	KDDI株式会社	2	A	IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信を著作権法2条第1項第9号の2の「有線放送」と同じ位置づけにしたい。			IPマルチキャスト放送事業者は、電気通信役務利用放送法により、総務大臣からの登録を受け放送業務を行うことが認められている。 IPマルチキャスト放送により、地上放送等の同時再送信を実現するためには、IPマルチキャスト放送が、著作権法上の「有線放送」と位置づけられる必要があるが、現時点では、「有線放送」と位置づけられていない。	IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラの活用を円滑に行うために、IPマルチキャスト放送での地上放送等の同時再送信を実現するには、現行著作権法上の「有線放送」と位置づける必要がある。 IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信が「有線放送」と扱われれば、権利者団体等との包括的な権利処理が可能となる。しかしながら、現状の「自動公衆送信」の扱いのままでは、すべての権利者から個々に事前許諾を得る必要があり、事実上、地上放送等の同時再送信が実現できない。 なお、米国、英国、フランス、イタリア等の諸外国においても、既にIPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信は実施されている。	著作権法 電気通信役務利用放送法	文化庁長官官房 総務省地域情報通信政策課 内閣府 知的財産戦略本部 (IT戦略本部)	